

港長公示第 30-106 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 19 日

京 浜 港 長



お台場海浜公園付近における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海上において、花火の打上げが実施されるため、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 8 月 11 日（土）、17 時 00 分から花火打上げ終了まで（20 時 30 分を予定）  
打上げ順延の場合、平成 30 年 8 月 12 日（日）同時刻  
ただし、灯浮標により航泊禁止区域が明示されている間に限る。

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及びイとへを結んだ線に囲まれた海面

- イ、北緯 35 度 37 分 55.9 秒 東経 139 度 46 分 7.8 秒
- ロ、北緯 35 度 37 分 46.5 秒 東経 139 度 46 分 6.7 秒
- ハ、北緯 35 度 37 分 40.9 秒 東経 139 度 45 分 55.0 秒
- ニ、北緯 35 度 37 分 45.2 秒 東経 139 度 45 分 52.5 秒
- ホ、北緯 35 度 37 分 53.9 秒 東経 139 度 45 分 52.9 秒
- へ、北緯 35 度 37 分 58.0 秒 東経 139 度 46 分 3.0 秒

3 標識

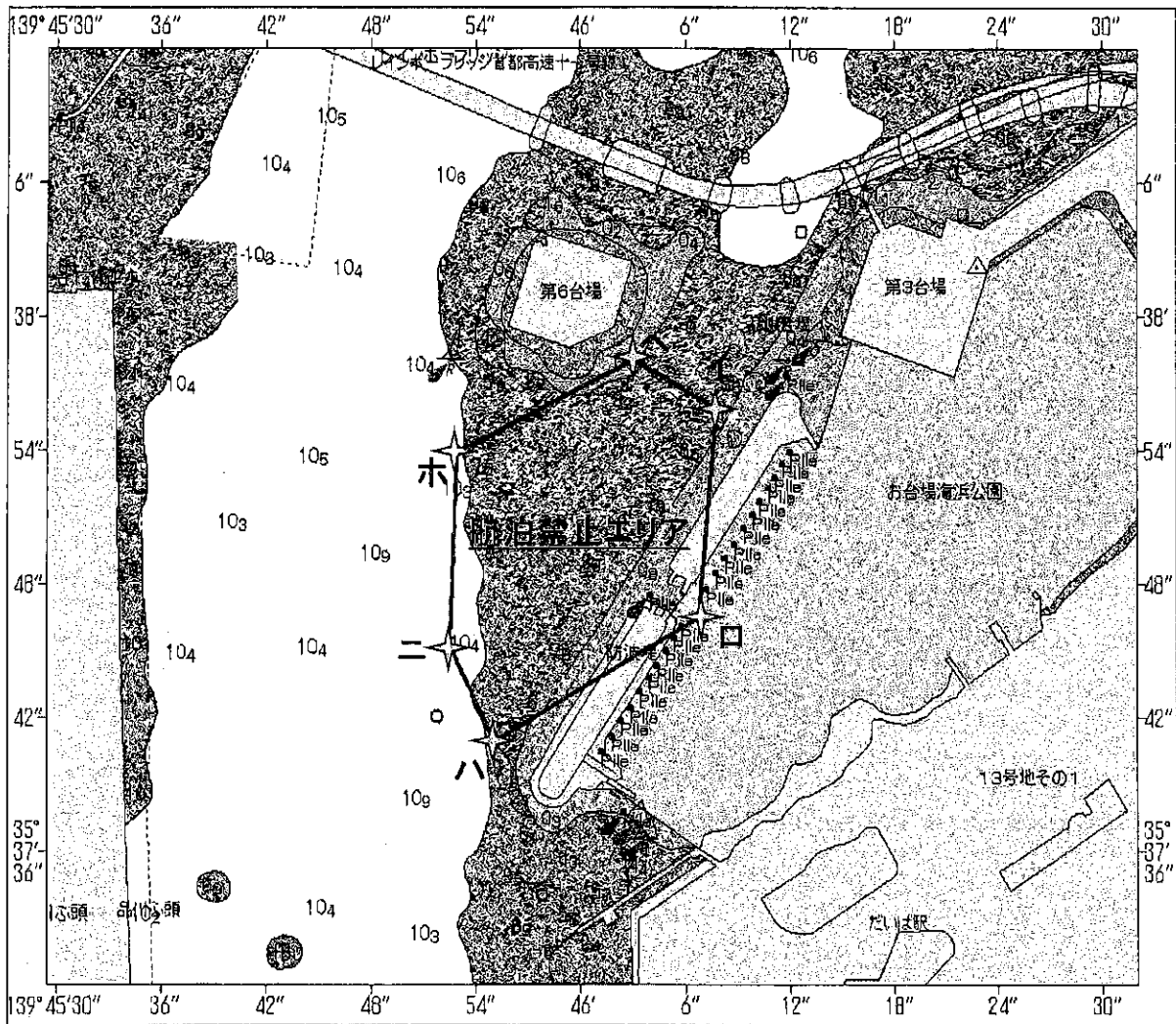
上記の区域を明示するため、各地点に灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が設置される。

4 その他

打上げ区域周辺に警戒船 17 隻が配備される。

# 別図

平成30年8月11日(土)、17時00分から花火打上げ終了まで(20時30分を予定)  
 打上げ順延の場合、平成30年8月12日(日) 同時刻



★ 灯浮標(黄色4秒1閃光)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| イ、北緯35度37分55.9秒 | 東経139度46分 7.8秒 |
| ロ、北緯35度37分46.5秒 | 東経139度46分 6.7秒 |
| ハ、北緯35度37分40.9秒 | 東経139度45分55.0秒 |
| ニ、北緯35度37分45.2秒 | 東経139度45分52.5秒 |
| ホ、北緯35度37分53.9秒 | 東経139度45分52.9秒 |
| ヘ、北緯35度37分58.0秒 | 東経139度46分3.0秒  |